

## 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成14年7月8日  
組合条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、北空知衛生センター組合職員の勤務時間、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 前条に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関しては、深川市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年深川市条例第23号）を準用する。ただし、地方自治法第252条の17の派遣職員及び研修のために派遣された職員については、派遣をした自治体の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等を適用することができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。